

# 事後評価シート

【評価年月】 平成15年4月  
 【主管課・室】 リサイクル推進室  
 【評価責任者】 リサイクル推進室長 長門利明

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 6 - ( 2 ) 循環資源の適正な循環的な利用の推進
施策の概要	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法及び資源有効利用促進法等の円滑な施行を図るとともに、各分野におけるリサイクルの推進を図る。
予算額	2,338百万円(14年度予算)

目標	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。
達成状況	各リサイクル制度は、概ね順調にリサイクルの推進が図られている。 また、14年度は2カ所のエコタウン事業を認定し(合計17カ所)、リサイクル施設2カ所について支援を行い、先進的な環境調和型のまちづくりが推進された。

下位目標1	容器包装のリサイクルを推進する。			
指標	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成19年度
分別実施市町村数及び分別収集量	下図のとおり			目標値 下図のとおり
達成状況	概ね順調にリサイクルの推進が図られている。			

容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数及び分別収集量						
						(単位:千トン)
指 標	H11年度	H12年度	H13年度		H19年度	
【実施市町村数】				目標値		
無色のガラス製容器	1,991	2,618	2,725		3,169	(97.8%)
茶色のガラス製容器	1,992	2,631	2,737		3,169	(97.8%)
その他のガラス製容器	1,915	2,566	2,706		3,154	(97.3%)
紙製容器包装	-	343	404		1,916	(59.1%)
ペットボトル	1,214	2,340	2,617		3,132	(96.6%)
プラスチック製容器包装	-	881	1,121		2,666	(82.3%)
鋼製容器包装	2,625	3,065	3,104		3,226	(99.5%)
アルミニウム製容器包装	2,647	3,078	3,112		3,227	(99.6%)
段ボール	-	1,728	1,942		2,942	(90.8%)
飲料用紙製容器	1,176	1,599	1,756		2,731	(84.3%)
指 標	H11年度	H12年度	H13年度		H19年度	
【分別収集量】				目標値		
無色のガラス製容器	326	352	355		467	
茶色のガラス製容器	290	313	312		401	
その他のガラス製容器	149	165	162		214	
紙製容器包装	-	35	50		222	
ペットボトル	76	125	162		273	
プラスチック製容器包装	-	101	197		922	
鋼製容器包装	471	485	461		535	
アルミニウム製容器包装	129	136	141		187	
段ボール	-	380	449		715	
飲料用紙製容器	10	13	13		31	

平成9年度～12年度は実績値、平成13年度は現況値

第3期分別収集計画は平成14年度に策定、市町村数はその時点での数となる。

下位目標 2	特定家庭用機器のリサイクルを推進する。				
指 標		平成13年度	平成14年度	目標値	各年度
家電リサイクル法における再商品化率(%)	家庭用エアコン	78	78		60
	テレビ	73	75		55
	洗濯機	59	61		55
	冷蔵庫	56	60		60
達成状況	概ね順調にリサイクルの推進が図られている。				

下位目標 3	食品循環資源のリサイクルを推進する。				
指 標	平成 - 年度	平成 - 年度	平成 - 年度	目標値	平成18年度
食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率(%)					20
達成状況	概ね順調にリサイクルの推進が図られている。				

下位目標 4	建設資材のリサイクルを推進する。					
指 標		平成 2 年度	平成 7 年度	平成12年度	目標値	平成22年度
再資源化等の実施率(%)	コンクリート	48	65	96		95
	アスファルトコンクリート	50	81	98		95
	建設発生木材	31	40	83	95	
達成状況	コンクリート、アスファルトについては、目標値を達成している。					

下位目標 5	事業系パソコン、小形二次電池のリサイクルを推進する。				
指 標		平成13年度	目標値		
資源有効利用促進法における事業系パソコン、小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	(事業系パソコン)			平成15年度	
	デスクトップ	78.5		50	
	ノートブック	60.2		20	
	ディスプレイ	72.4		55	
	(小型二次電池)			各年度	
	ニカド電池	71.0		60	
	ニッケル電池	68.5		55	
	リチウムイオン電池	39.0		30	
	小型シール鉛蓄電池	50.0		50	
	達成状況	概ね順調にリサイクルの推進が図られている。			

下位目標 6	廃自動車等のリサイクルを推進する。				
指 標	平成 - 年度	平成 - 年度	平成 - 年度	目標値	平成 - 年度
自動車リサイクル法における再資源化率(%)	(16年度から制度施行)				-
達成状況	現在、制度を創設中。				

## 評価、及び今後の課題

### 評 価

#### 【必要性】(公益性、官民の役割分担等)

平成 12 年 4 月から容器包装リサイクル法が本格施行されるとともに、13 年 4 月から家電リサイクル法等が施行されたところであるが、これらの個別リサイクル法の普及、定着を確固たるものとし、より効率的かつ効果的な廃棄物の処理・リサイクル体制を構築していくためには、制度導入の効果について実態を把握・検証するとともに、制度運営の円滑化に向けた見直し課題等について調査・検討を行う必要がある。

また、ゴミゼロ型地域社会づくりが国として取り組むべき重要な政策課題となっている中で、都道府県等がエコタウンの策定等を通じて実施する先進的・先駆的な廃棄物処理・リサイクル体制の整備に向けた取組について支援することは、こうした取組を他の地域のモデルとして示すことにより、全国的なゴミゼロ型地域社会の形成に向けた取組の拡大をもたらすものとして大きな意義を有するものである。

#### 【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

各分野におけるリサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等というソフト面における施策の推進を通じて、リサイクル事業の円滑な実施、さらなる推進を図ろうとするものであり、施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさを有しており、期待される効果は大きなものと考えられる。これらの各リサイクル法の円滑な施行により、民間事業者によるリサイクル事業が進捗し、ひいては資源循環型社会の形成により、環境への負荷の軽減が期待される。

一方、エコタウン事業については、都道府県等による先進的な廃棄物処理・リサイクル体制の整備を目指す取組に対し、直接的な支援を行うことにより、他の地域のモデルとなるゴミゼロ型地域社会づくりの取組を確実に提示することが可能となる。また、民間事業者によるリサイクル施設の整備については、税制、融資等の支援措置も整備されているところであるが、先進的・先駆的な取組については、さらなる初期投資の低減を図ることにより、円滑な事業実施が可能となり、有効なモデルの提示が可能となる。

#### 【有効性】(達成された効果等)

目標に対する総合的な評価

各リサイクル制度は、概ね順調にリサイクルの推進が図られている。

また、14 年度は 2 カ所のエコタウン事業を認定し(合計 17 カ所)、リサイクル施設 2 カ所について支援を行い、先進的な環境調和型のまちづくりが推進され、今後全国の規範となるリサイクル事業が展開されることとなった。

下位目標毎の評価

・下位目標 1 (容器包装リサイクル法)

< 分別収集、再商品化の実績等 >

容器包装リサイクル法については、平成 9 年 4 月からペットボトル等を対象として一部が施行されていたが、平成 12 年 4 月から紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を対象に追加し、全面的に施行された。また、再商品化義務の対象となる事業者(特定事業者)が大企業から中小企業まで拡大され、対象企業数が大幅に増加したところである。

容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成 9 年度の約 125 万トンから平成 13 年度には約 230 万トン、平成 14 年度は 4 月から 12 月までの実績で約 186 万トン(年間の推計では約 260 万トン)

と増加している。

市町村における容器包装廃棄物の分別収集が着実に進展していることに伴い、再商品化のための費用負担は増加しており、特定事業者が平成12年度に指定法人に支払った委託費は約287億円、平成14年度は500億円程と見込まれ、平成9年度の約17億円に比べ、約29倍超と大幅に増加している。

このような状況の下、個々の特定事業者においては、容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品にしたりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んできており、一定の効果が上がっているものと考えられる。

・下位目標2（家電リサイクル法）

<再商品化実績等>

平成14年4月の施行後において、約1,015万台の廃家電が家電リサイクルプラント（現在40カ所）でリサイクルされ、法施行2年目も全体的に順調に推移した。また、リサイクル率については政令に定められた基準を超えてリサイクルが実施された。

・下位目標3（食品リサイクル法）

食品リサイクル法の施行に伴い、農水省、環境省による説明会を実施したところ。また、法第10条に基づく再生利用事業者の登録が進むなど、今後着実な食品リサイクルの推進が見込まれる。民間事業者による食品リサイクルへの関心が高まり、肥料、飼料化の事業化を始めメタンガス等の新たな技術の進展も見込まれたところである。

また、公的機関の庁舎内食堂等における食品リサイクルについても、農水省、環境省等の中央省庁において取組が始まったところである。

・下位目標4（建設リサイクル法）

建設リサイクル法は、建設廃棄物の効果的かつ効率的なリサイクルの推進等を図るため、平成12年5月に制定され、平成14年5月より完全施行されている。

法では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを創設している。解体工事業者登録数については、平成15年2月現在で5604社となっている。

・下位目標5（資源有効利用促進法）

<パソコン、二次電池の認定状況等>

平成13年度より事業系パソコン及び二次電池については、製造事業者が策定する自主回収及び再資源化のスキームを国が認定することにより、リサイクルがなされることとなった（平成12年法改正により措置）。

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化認定状況

（14年度末現在）

事業系パソコン：19社認定 ・ 二次電池：161社認定

・下位目標6（自動車リサイクル法）

使用済自動車のリサイクルに関しては、最終処分場の逼迫により自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が生じていること、また、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥り、不適正処理・不法投棄の懸念が生じていることから、自動車製造業者をはじめとする関係者に適切な役割分

担を義務付ける等により新たなリサイクル制度を構築するための法的枠組みが必要とされてきた。

このため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律案」(自動車リサイクル法)を第152通常国会に提出し、平成14年7月12日に公布されたところであり、同法に基づき今後、使用済み自動車のリサイクルが推進されることとなった。

・エコタウン事業

<認定実績>

平成14年度は、富山県富山市(木質系廃棄物リサイクル事業及び、ハイブリッド型廃プラスチック事業)、青森県(焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル事業)の両地域について、エコタウン事業計画の承認が行われたところである(合計17カ所)。

<補助事業等>

平成14年度は、富山県富山市(木質系廃棄物リサイクル施設)に5億円の貸付、千葉県千葉市(メタン発酵ガス化施設)に、5億5千万円の貸付及び5千万円の補助が行われたところである。

これにより、事業の目的である先進的な環境調和型のまちづくりが推進され、今後全国の模範となるリサイクル事業が展開されることとなった。

今後の課題

・容器包装リサイクル法

全面施行から3年が経過し、市町村の分別収集に係る費用負担が大きいとの指摘が上がっており、その実態を把握した上で、関係者間の役割分担のあり方を含め、容器包装リサイクル法の一層円滑な実施に向けた方策について検討する必要がある。

また、特定事業者が環境負荷の少ない最適な容器を的確に選択するためには、ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)的な手法を用いた評価の実施が必要である。

容器包装リサイクル法の見直しの検討については、施行後10年を経過した段階で施行状況を踏まえ、必要な措置を講ずるものとしており、年々向上するリサイクル技術や手法の進歩に応える検討を進めるため、リサイクルの実態把握とあるべき姿、リサイクル手法の評価と位置付け等の検討作業に、着手しておくことが不可欠となる。

・家電リサイクル法

引き続き法律の円滑な施行を図るとともに、制度のより円滑な施行を図る上で必要となる方策について検討するため、関係者における費用負担の状況屋より室の高いリサイクルの手法、対象品目選定の考え方について把握していく必要がある。

・食品リサイクル法

法に規定している再生利用事業者の登録制度及び再生利用事業計画の認定制度の普及等を図ることにより、民間事業者による食品リサイクルの一層の推進を図る必要がある。特に、食品リサイクルの現状を把握し、廃棄物処理法との整合性を図りつつ、推進方策を検討する必要がある。

・建設リサイクル法

建設リサイクル法に規定されている分別解体や再資源化等の実施について、国土交通省や都道府県などの関係機関との連携のもと、国民の理解を得ながら円滑な施行を図る。また、再資源化施設や最新技術の動向把握に努めることにより、さらなる再資源化の促進を図る必要がある。

・自動車リサイクル法

自動車リサイクル法の完全施行（平成16年末を目途）に向けて、政省令の制定や関係者への周知など所要の準備を進める必要がある。

・資源有効利用促進法

家庭系パソコンについては、平成15年4月7日付で省令改正を行い、10月1日から製造等事業者による自主回収及び再資源化を開始する。

・エコタウン事業

循環型社会の形成の推進を図るものとして、今後とも都道府県等の計画の承認及び、廃棄物・リサイクル施設設置の支援を図っていく必要がある。

**政策への反映の方向性【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標**

事業の改善・見直し	<u>理由の説明（拡充）</u> 循環型社会の実現を図るため、個別リサイクル法の一層の充実を図っていく。
現行のまま継続	

【別紙】

事務事業シート

施策名	-6-(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進	
事務事業名	事業の概要	主な関連予算事項等 (14年度予算)
<p>ア．個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)の施行 下位目標1～6</p>	<p>各リサイクル法の適正な施行を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。平成13年度においては、家電リサイクル法、食品リサイクル法及び資源有効利用促進法の施行が行われた、全体的に順調に実施されているところである。 平成13年度予算については、各リサイクル制度の実施に伴う所要の調査を実施したところであり、今後の施策に反映されていくものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装廃棄物減量化等促進事業 (21百万円)</li> <li>・容器包装リサイクルの効果等検証評価事業 (18百万円)</li> <li>・容器包装ライフ・サイクル・アセスメント事業 (50百万円)</li> <li>・家電リサイクル法に関する総合的な社会コスト検証事業 (19百万円)</li> <li>・使用済み自動車適正処理促進事業 (60百万円)</li> <li>・リサイクル関連法に関する法施行事務費 (13百万円)</li> </ul>
<p>イ．各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施 下位目標1～6</p>	<p>平成13年度においては、従来の容器包装のみならず他のリサイクル法に関する情報収集システムの構築を図り、今後の情報収集及び活用することとしている。 また、地方公共団体がリサイクルに取り組むための各事業に対する支援を行うことにより、具体的な施策の進展を図った所である。</p>	<p>(予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業 (53百万円)</li> <li>・ゴミゼロ型社会形成推進費 (54百万円)</li> </ul>
<p>ウ．先進的なリサイクル施設への支援の実施</p>	<p>エコタウン事業の実施を図ることにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進し、循環型社会の形成を図るものである。</p>	<p>エコタウン事業の承認及び承認地域に対する補助金の交付等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミゼロ型社会形成推進施設整備費 (50百万円) (補正予算額)2,000百万円</li> <li>・ゴミゼロ型社会形成推進費 (54百万円)</li> </ul>



**【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標**

(施策名) -6-(2)循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標1)	単位	現況値(時点) (平成13年度)	目標値(目標年次) (平成19年度)
(指標名) 容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数及び分別収集量	数 千トン	<b>実施市町村数</b> 無色のガラス製容器：2,725 茶色のガラス製容器：2,737 その他のガラス製容器：2,706 紙製容器包装：404 ペットボトル：2,617 プラスチック製容器包装：1,121 鋼製容器包装：3,104 アルミ製容器包装：3,112 段ボール：1,942 飲料用紙製容器：1,756  <b>分別収集量</b> 無色のガラス製容器：355 茶色のガラス製容器：312 その他のガラス製容器：162 紙製容器包装：50 ペットボトル：162 プラスチック製容器包装：197 鋼製容器包装：461 アルミ製容器包装：141 段ボール：449 飲料用紙製容器：13	<b>実施市町村数</b> 無色のガラス製容器：3,169 茶色のガラス製容器：3,169 その他のガラス製容器：3,154 紙製容器包装：1,916 ペットボトル：3,132 プラスチック製容器包装：2,666 鋼製容器包装：3,226 アルミ製容器包装：3,227 段ボール：2,942 飲料用紙製容器：2,731  <b>分別収集量</b> 無色のガラス製容器：467 茶色のガラス製容器：401 その他のガラス製容器：214 紙製容器包装：222 ペットボトル：273 プラスチック製容器包装：922 鋼製容器包装：535 アルミ製容器包装：187 段ボール：715 飲料用紙製容器：31
指標の解説(指標の算定方法) 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集計画を策定した市町村数及び分別収集見込み量の総量			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省、毎年度7月頃公表)	関連する事務事業名 容器包装リサイクル法の施行 各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施		
目標値設定の根拠 容器包装に関する分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条第6項			
特記事項 (外部要因の影響など)			
目標値の実績値 別表のとおり(平成9年度から平成13年度までの実績値(現況値))			

【別表】

実施市町村数

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
無色のガラス製容器	1,610	1,862	1,991	2,618	2,725
茶色のガラス製容器	1,610	1,866	1,992	2,631	2,737
その他のガラス製容器	1,535	1,784	1,915	2,566	2,706
紙製容器包装	-	-	-	343	404
ペットボトル	631	1,011	1,214	2,340	2,617
プラスチック製容器包装	-	-	-	881	1,121
鋼製容器包装	2,411	2,572	2,625	3,065	3,104
アルミニウム製容器包装	2,420	2,587	2,647	3,078	3,112
段ボール	-	-	-	1,728	1,942
飲料用紙製容器	993	1,111	1,176	1,599	1,756

分別収集量

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
無色のガラス製容器	293	322	326	352	355
茶色のガラス製容器	244	274	290	313	312
その他のガラス製容器	108	137	149	165	162
紙製容器包装	-	-	-	35	50
ペットボトル	21	48	76	125	162
プラスチック製容器包装	-	-	-	101	197
鋼製容器包装	465	472	471	485	461
アルミニウム製容器包装	113	121	129	136	141
段ボール	-	-	-	380	449
飲料用紙製容器	7	9	10	13	13

注1) 平成9年度～12年度は実績値、平成13年度は現況値

**【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標**

(施策名) -6-(2)循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標2)	単位	現況値(時点) (平成13年度)	目標値(目標年次) (毎年度)												
(指標名) 家電リサイクル法における再商品化率	%	エアコン 78% テレビ 73% 冷蔵庫 59% 洗濯機 56%	エアコン 60% テレビ 55% 冷蔵庫 50% 洗濯機 50%												
<p>指標の解説(指標の算定方法) 部品または原材料として自ら再利用したり、部品または原材料として再利用する者に有償又は無償で譲渡されたものの総重量の、再商品化処理を行った廃家電の総重量に対する割合。</p>															
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 家電メーカー各社による家電リサイクル法のリサイクル実績の公表(平成14年5月公表)</p>	<p>関連する事務事業名 家電リサイクル法の施行 各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施</p>														
<p>目標値設定の根拠 根拠 特定家庭用機器再商品化法施行令第4条  考え方 平成11年生活環境審議会特定家庭用機器処理基準等専門委員会報告「特定家庭用機器廃棄物の処理について」により、個別品目の平均的な組成・構造の状況に基づき設定</p>															
<p>特記事項 (外部要因の影響など)</p>															
<p>目標値の実績値</p> <table border="1" data-bbox="268 1111 767 1294"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">再商品化率</td> <td>エアコン 78%</td> <td>エアコン 78%</td> </tr> <tr> <td>テレビ 73%</td> <td>テレビ 75%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫 59%</td> <td>冷蔵庫 61%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機 56%</td> <td>洗濯機 60%</td> </tr> </tbody> </table>				指標	H13	H14	再商品化率	エアコン 78%	エアコン 78%	テレビ 73%	テレビ 75%	冷蔵庫 59%	冷蔵庫 61%	洗濯機 56%	洗濯機 60%
指標	H13	H14													
再商品化率	エアコン 78%	エアコン 78%													
	テレビ 73%	テレビ 75%													
	冷蔵庫 59%	冷蔵庫 61%													
	洗濯機 56%	洗濯機 60%													

**【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標**

(施策名) -6-(2)循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標3)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)
(指標名) 食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率	%	(各事業者において異なる)	20% (平成18年度)
<p>指標の解説(指標の算定方法) 各食品関連事業者における平成18年度における再生利用(減量含む)が20%以上であること。</p> <p>算出式 = <math display="block">\frac{\text{平成18年度発生抑制量} + \text{平成18年度再生利用量} + \text{平成18年度減少量}}{\text{平成18年度発生抑制量} + \text{平成18年度食品廃棄物発生量}}</math></p>			
<p>評価に用いた資料(公表時期等) 平成14年度食品循環資源の再生利用等実態調査結果 (農林水産省実施、平成14年12月公表)</p>	<p>関連する事務事業名 食品リサイクル法の施行 各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施</p>		
<p>目標値設定の根拠、考え方 根拠 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成13年5月公表)</p> <p>考え方 食品関連事業者におけるリサイクルへの取組状況を勘案</p>			
<p>特記事項 (外部要因の影響など) 目標値の実績値</p>			

**【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標**

(施策名) -6-(2)循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標4)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)																
(指標名) 特定建設資材の再資源化率	%	コンクリート塊 96% 建設発生木材 83% アスファルト塊 98% (平成12年度)	左の3品目共 95% (平成22年度)																
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率(工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率)</p>																			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>建設副産物実態調査(国土交通省実施)</p>	<p>関連する事務事業名</p> <p>建設リサイクル法の施行</p>																		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成13年1月公表)</p>	<p>各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施</p>																		
<p>特記事項 (外部要因の影響など)</p>																			
<p>目標値の実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成2年度</th> <th>平成7年度</th> <th>平成12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>48%</td> <td>65%</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>56%</td> <td>40%</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>50%</td> <td>81%</td> <td>98%</td> </tr> </tbody> </table> <p>建設発生木材の平成2年度、平成7年度は再資源化率(縮減は含まない)</p>					平成2年度	平成7年度	平成12年度	コンクリート塊	48%	65%	96%	建設発生木材	56%	40%	83%	アスファルト塊	50%	81%	98%
	平成2年度	平成7年度	平成12年度																
コンクリート塊	48%	65%	96%																
建設発生木材	56%	40%	83%																
アスファルト塊	50%	81%	98%																

**【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標**

(施策名) -6-(2)循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標5)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)											
(指標名) 資源有効利用促進法における事業系パソコン、小型二次電池の自主回収・再資源化率	%	<b>(事業系パソコン)</b> デスクトップ 78.5% ノートブック 60.2% ディスプレイ 72.4% (平成13年度)  <b>(小型二次電池)</b> ニカド電池 71% ニッケル水素電池 68.5% リチウムイオン電池 39% 小型ニール鉛蓄電池 50% (平成13年度)	<b>(事業系パソコン)</b> デスクトップ 50% ノートブック 20% ディスプレイ 55% (毎年度)  <b>(小型二次電池)</b> ニカド電池 60% ニッケル水素電池 55% リチウムイオン電池 30% 小型ニール鉛蓄電池 50% (毎年度)											
指標の解説(指標の算定方法) (事業系パソコン) 再生部品及び再生資源として利用されたものの総重量の、再資源化処理を行った使用済みパソコンの総重量に対する割合 (小型二次電池) 再生資源として利用されたものの総重量の、再資源化処理を行った使用済み小形二次電池の総重量に対する割合														
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 平成13年度資源有効利用促進法に基づく自主回収・再資源化の実績について (平成14年6月公表)	関連する事務事業名 資源有効利用促進法の施行 各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施													
目標値設定の根拠 別紙による														
特記事項 (外部要因の影響など)														
目標値の実績値 <table border="1" data-bbox="292 1361 659 1693"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再商品化率 (事業系パソコン)</td> <td>デスクトップ 78.5%</td> </tr> <tr> <td>ノートブック 60.2%</td> </tr> <tr> <td>ディスプレイ 72.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小型二次電池</td> <td>ニカド電池 71%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素電池 68.5%</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン電池 39%</td> </tr> <tr> <td>小型ニール鉛蓄電池 50%</td> </tr> </tbody> </table>				指標	H13	再商品化率 (事業系パソコン)	デスクトップ 78.5%	ノートブック 60.2%	ディスプレイ 72.4%	小型二次電池	ニカド電池 71%	ニッケル水素電池 68.5%	リチウムイオン電池 39%	小型ニール鉛蓄電池 50%
指標	H13													
再商品化率 (事業系パソコン)	デスクトップ 78.5%													
	ノートブック 60.2%													
	ディスプレイ 72.4%													
小型二次電池	ニカド電池 71%													
	ニッケル水素電池 68.5%													
	リチウムイオン電池 39%													
	小型ニール鉛蓄電池 50%													

(別紙) 目標値設定の根拠、考え方

(事業系パソコン)

根拠

パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条

考え方

平成12年通商産業省産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会企画小委員会パソコン3R分科会・厚生省パソコン等リサイクル検討会合同会合報告「資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパーソナルコンピュータの3R推進のための方策について」により、技術的に達成可能な水準を踏まえ、製品を構成する素材等の構成比率等を勘案して設定

(小型二次電池)

根拠

密閉型蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉型蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済み密閉型蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条

考え方

平成13年経済産業省二次電池リサイクルシステム検討会・環境省パソコン等リサイクル検討会合同検討会報告「小型二次電池の回収・リサイクル推進のための方策について」により、金属などの回収可能物の構成を踏まえて設定